平成 21 年度行政監査「重点事業」結果に基づき講じた措置

- 元気1 「人間力」の向上/みえの人づくり
- 元気 5 地域の資源を活用した産業振興
- くらし1 「いのち」を守るみえの防災対策
- くらし3 人命尊重の理念に基づく交通事故のないまちづくり
- くらし4 安全・安心まちづくりのための重点的基盤整備
- くらし5 安心して子どもを生み育てられる子育て環境の整備
- くらし6 児童虐待への緊急的な対応
- くらし7 地域医療体制整備の促進
- くらし10 不法投棄等の是正・防止対策の推進
- 絆3 みんなで進める三重の景観づくり
- 絆4 交流・連携を広げる幹線道路網の整備

(重点事業の社会像・番号、名称 元気1 「人間力」の向上/みえの人づくり)

1 特別支援学校高等部卒業生進学及び就労率の向上

特別支援学校高等部卒業生進学及び就労率が前年度より下回っているので、生徒の適性と職種のミスマッチの解消や早い時期からの職業教育と職場実習の充実を図り、卒業生の進学及び就労率の向上に努められたい。

講じた措置(教育委員会 学校教育分野)

平成 21 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 早期からの勤労観、職業観を育成するために、市場や地域イベント会場等で製作物の販売を 行う等の社会とかかわりを深める職業体験活動を行いました。

研究実践校:西日野にじ学園、玉城わかば学園、稲葉特別支援学校、東紀州くろしお学園

(2) 進路と関連付けた職場実習を授業として行う、「特別支援学校版デュアルシステム」に取り組みました。

研究実践校:聾学校、杉の子特別支援学校、伊賀つばさ学園

(3) 各特別支援学校に配置した職域開発支援員14名が、新たな進路開拓のために企業訪問を行い、雇用に関する理解啓発、職場実習の拡張、雇用の確保に取り組みました。

	管内 事業所	県内 事業所	障がい者 職業セン ター	ハローワーク	経済団体 等	その他	合計
事業所等訪問 件数(回)	2, 485	508	112	165	478	614	4, 362

また、就労に関する理解啓発のためのリーフレットを作成・配布しました。

(平成21年10月から 配付部数5,500枚 配付箇所 のべ2,980か所)

(4) 障がい者雇用に係る理解促進研修会や事業報告会を開催し、進路に関する情報共有や教育課程への反映に努めました。

(職域開発支援員研修会 3回 職域開発支援員情報交換会 9回

進路担当者会議 5回 特別支援教育研究実践報告会 1回)

2 取組の成果

- (1) 校内や市場、地域イベント会場等における、計画-生産-加工・製造-販売の体験的な活動や様々な人たちとのふれあいを通して、具体的な仕事内容の理解及び働くことへの意欲・関心を高められました。
- (2) 事業所における実習訓練を教育課程の自立活動等に位置づけ、学校での授業内容と事業所での実習訓練内容との相互の関連の強化を図りました。
- (3) 職域開発支援員が、進路指導担当教員等と協働し、労働等関係機関との連携強化と幅広い業種の事業所雇用の開拓に努めたことにより、就労率が向上しました。

進学及び就労率 平成 22 年 3 月 29.6% (平成 21 年 3 月 23.8%)

事業所就労希望者の内定率 平成22年3月 93.3% (平成21年3月 77.3%)

(4) 障がいのある生徒の就労については、職場での人間関係や業務の指示理解の基礎となるコミュニケーション力の育成が課題となっていることから、生産物を自ら販売する過程を授業に位置づけたことで、人との関係に自信を得たり、作業に熱心に取り組めたり、指導の改善につながりました。

平成22年度以降(取組予定等)

卒業生の進学及び就労率の向上を図るため、生徒一人ひとりの能力や適性に応じた具体的支援や新たな職域開発、教育課程の改編等に引き続き取り組みます。

(重点事業の社会像・番号、名称 元気1 「人間力」の向上/みえの人づくり)

2 学校の教育力向上

信頼される学校づくりや教師力の向上を図るため、県内29校を重点支援校とし、学校が抱える教育課題に応じた計画的・実践的な研修に対しての支援を実施している。しかし、学校へのアンケート等による具体的な取組の成果が把握されていないので、把握に努めた上で、取組成果を他の学校にも広く情報提供されたい。

講じた措置(教育委員会 研修分野)

平成 21 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 本年度、研修を率先して組織的・継続的に実施することを目的とした重点支援校を新たに公募し、 小学校12校、中学校7校、県立3校の計22校を決定しました。
 - ・重点支援校の研修会に当室の職員が毎回参加しました。
 - ・重点支援校に対してアンケートを実施しました。
 - ・重点支援校には、具体的な成果がわかる研修報告書の提出を求めました。
- (2) 重点支援校の取組の成果を広く還元するために、学校の研修担当者等を対象とした支援研究会を 実施しました。
 - ・参加者を対象にアンケートを実施しました。
- 2 取組の成果
- (1) 平成22年3月末に重点支援校を対象にしたアンケート結果及び重点支援校の研修報告書で具体的な取組の成果を把握しました。また重点支援校の取組の成果をホームページで公開し、他の学校へ広く情報提供しました。
- (2) 平成 21 年度は、17 回の支援研修会を実施し、重点支援校の成果を他の学校へ還元しました。 (支援研修会の回数:平成 20 年度 10 回 → 平成 21 年度 17 回)
 - 開催地

【名張市(2回)、津市(2回)、松阪市(3回)、熊野市、いなべ市、伊勢市、南伊勢町、 東員町、鈴鹿市、県立聾学校(2回)、白山高等学校、川越高等学校】

- ・参加者のべ 654 名
- ・アンケート結果「自校での研修に役立った。」とする参加者の割合 95%

- (1) ホームページ等を活用し、重点支援校の成果を広く還元していきます。
- (2) 市町の教育委員会、教育研究所、重点支援校、各学校の研修担当者を対象とした実践発表会を開催し、事例発表を通して、重点支援校の成果を県内に広めます。

(重点事業の社会像・番号、名称 元気1 「人間力」の向上/みえの人づくり)

3 「総合型地域スポーツクラブ」の設置及び活動の促進

総合型地域スポーツクラブ設置数は、平成20年度末現在20市町50クラブであるので、未設置市町を中心に各市町の取組状況の把握と啓発に努められたい。

また、年度末に市町からの報告をもとに総合型地域スポーツクラブ調査結果報告をとりまとめているが、その実態把握は十分とはいえないので、個々のスポーツクラブの活動状況等の把握を行った上で成果の検証を図り、適切な助言・サポートを通じてスポーツクラブの活動を一層促進されたい。

講じた措置(教育委員会 社会教育・スポーツ分野)

平成 21 年度

1 実施した取組内容

各市町における総合型地域スポーツクラブの育成をはかるため、社会教育主事(スポーツ担当)を5市町(桑名市、玉城町、度会町、南伊勢町、紀北町)に派遣しました。派遣社会教育主事を対象に研修会を年間3回開催し、派遣先のクラブ活動状況の把握や課題について研究協議を行うとともに、各クラブの情報交換を進めつつ、活動状況の検証を行いました。

総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(県内5地域でのブロック会議及び年度末には全体会議)を 開催し、設立クラブ及び設立準備段階のクラブの情報交換等を行い、活動状況の検証を進めました。 クラブ未設置市町を中心に市町教育委員会を訪問し、総合型地域スポーツクラブ育成に関わる進捗 状況を把握するとともに、クラブ設置について働きかけました。

各クラブの活動状況については、県内総合型地域スポーツクラブを対象に調査を実施し、県教育委員会ホームページに育成進捗状況や県内クラブ分布マップを掲載し、県民に広報しました。

2 取組の成果

連絡協議会において、県内各地の総合型地域スポーツクラブの連携・強化を図るとともに、設立準備段階のクラブ等に設立を促すことができました。

市町教育委員会への訪問により、総合型地域スポーツクラブ育成に関わる進捗状況を把握するとともに、未設置市町への働きかけができました。

各クラブへの調査結果を基に、県民に総合型地域スポーツクラブの意義や役割について啓発するとともに、各クラブの連携強化の資料として活用しました。

上記の取組によるクラブ育成への支援を行い、クラブ未設立の8市町のうち、2市1町(桑名市、 亀山市、木曽岬町)が日本体育協会の育成指定をうけ、また、新規に4町(玉城町、度会町、南伊勢 町、紀北町)がクラブ設置準備を開始し、クラブの設置に向け取組が進められています。

平成22年3月末には、23市町に54クラブとなりました。

平成 22 年度以降(取組予定等)

各市町において総合型地域スポーツクラブの設立や育成が円滑に進み、県民がそれぞれの目的や体力に応じてスポーツに親しむ環境を地域で主体的に創出できるようにするため、クラブの設立・育成の意義や必要性が広く浸透するよう努めるとともに、実態を把握したうえでクラブ運営の定着・発展に向けた支援に取り組んでいきます。

- ・総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(県内 5 地域でのブロック会議及び年度末には全体会議) を開催し、総合型地域スポーツクラブの連携強化、実態把握及び課題解決に取り組みます。
- ・各市町を訪問し、引き続き未設置市町についてクラブ設立への働きかけを行うとともに、設立クラブの運営実態に関する情報収集及び指導助言等を行っていきます。
- ・各市町及びスポーツ関係団体等と連携し、より一層、クラブの活動状況を把握することにより、 地域の実情にあった課題解決のための広域的な支援体制の整備に向けて、広域スポーツセンター の設置について取り組んでいきます。

(重点事業の社会像・番号、名称 元気 5 地域の資源を活用した産業振興)

1 地域の資源を活用した産業振興

重点事業の数値目標において平成20年度実績が目標を下回っている。今後、産業振興を図るため、 市町、関係団体等と連携し、国の施策の活用や県が新たに組成する「みえ農商工連携推進ファンド」 による支援に取り組みながら、中小企業の高度化、高付加価値化等を促進されたい。

講じた措置(農水商工部 商工・科学技術振興分野)

平成 21 年度

1 実施した取組内容

重点事業の数値目標(県内中小企業のうち製造業の付加価値額の伸び率)において、平成20年度 実績(2007年度)が目標を下回った理由としては、基準年(2005年度)に比べて製造品出荷額は増加したもののそれ以上に原油等の原材料価格が上昇したため、その分の価格転嫁が進まず、付加価値額が減少したことによります。

なお、重点事業を構成する事業の事業目標については、8項目のうち7項目で目標を達成(平成20年度実績)しています。

以上のような状況を踏まえ、平成 21 年度においては、県内各地域の活力を維持発展させるため、 商工会・商工会議所、市町等と連携しつつ、それぞれの地域資源と地域の「知恵」・「やる気」を生か した活力ある地域産業の振興に取り組みました。

- ・「オンリーワン企業育成プログラム事業」や「中小企業の企業力向上再チャレンジ支援事業」等 により、中小企業の高度化・高付加価値化や経営革新の取組を促進しました。
- ・国の地域力連携拠点事業を受託した三重県商工会連合会、四日市商工会議所、(財)三重県産業支援センター等と連携して、中小企業地域資源活用促進法や農商工等連携促進法の支援スキームの活用を図りました。
- ・中小企業者と農林水産業者が連携する取組を促進するため、県内8地域金融機関の協力を得て平成21年11月に「みえ農商工連携推進ファンド」を組成し、連携体が取り組む新商品開発等を助成する制度を新設しました。

2 取組の成果

- ・「オンリーワン企業育成プログラム事業」等により、中小企業 127 社の高度化計画や経営革新計画等の策定を促進し、新商品・新技術開発等を支援しました。
- ・「地域力連携拠点事業」を受託した県内6商工団体等と連携し、中小企業地域資源活用促進法においては5企業、農商工等連携促進法においては3連携体が法に基づく事業計画の認定を受けました。
- ・基金総額 25 億円で組成した「みえ農商工連携推進ファンド」については、昨年秋に第一回目の 助成事業の募集を行い、3 件の連携体事業を採択しました。

平成 22 年度以降(取組予定等)

地域を支える中小企業の活力向上に向けて、独自の技術等の磨き上げや地域の新商品づくりに直結する研究活動を推進するとともに、県内農林水産物などの地域資源を活用した新事業の創出に向けて、新商品開発等の支援や全国展開などを視野においた市場開拓を行うことで、経営や技術の高度化、地域資源やサービスの高付加価値化を促進します。

また、「みえ農商工連携推進ファンド」や「農商工等連携促進法」等の支援スキームの活用を図るため、(財)三重県産業支援センターのコーディネート機能を強化するとともに、商工団体、金融機関、各市町等と連携をさらに密にしてまいります。

さらに、厳しい経済情勢を踏まえて、緊急経済対策事業により地域資源を活用する中小企業の設備 投資や販路開拓等を支援いたします。

(重点事業の社会像・番号、名称 くらし1 「いのち」を守るみえの防災対策)

1 防災意識の醸成に向けた普及啓発の促進

全国に先駆けた県内全域の詳細活断層位置図の作成・公表の実施や「風水害」に対するアクション プログラム策定を予定するなど先進的な取組が見られるとともに、さまざまな媒体・手法で防災意識 の普及啓発に取り組んでいる。引き続き減災目標に向けた普及啓発に努められたい。

講じた措置(防災危機管理部 防災危機管理分野)

平成 21 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 三重県に甚大な被害をもたらした「伊勢湾台風」から 50 年を迎えたことから、被災から学んだ教訓を風化させることなく、防災対策の一層の充実を図るため、県内各地で啓発イベントを実施しました。
 - ・「2009 防災のつどい・みえ」(平成 21 年 9 月 26 日・27 日、桑名市長島町) 式典、講演会、防災企業展など
 - ・その他関連事業として、県内8箇所でパネル展示等を行う防災フェア、防災気象講演会、三 重県総合防災訓練などを実施
 - (2) 防災に関する多様な主体が交流する機会をつくり、みえの防災風土を持続性のあるものとして 広げていくために、「みえ地震対策の日」にあわせ、啓発イベントを実施しました。
 - ・「みえの防災風土づくり」シンポジウム(平成21年12月6日、鳥羽市) 基調講演、防災トーク、演劇など
 - ・「みえの防災大賞」表彰式(同上) 県内各地で自主的な防災活動を行っている団体として、「みえの防災大賞」1団体と「み えの防災奨励賞」5団体を表彰しました。
 - (3) テレビやラジオによる防災啓発番組の放送や防災啓発車(地震体験車)による啓発、印刷物・新聞広告等による啓発等を行いました。
 - (4) 熊野から新宮にかけて、新たな活断層が存在する可能性を示す地形に関する詳細調査を名古屋 大学との共同研究により実施しました。
 - (5) 風水害等が発生した場合における被害の軽減(減災)を図るための施策をより実効的に推進するために「三重風水害等対策アクションプログラム」を平成22年3月に策定しました。
- 2 取組の成果
 - (1) 「2009 防災のつどい・みえ」には 2 日間で 7,500 人が、「みえの防災風土づくり」シンポジウムには 700 人が来場し、災害教訓の伝承及び県民の防災意識の高揚につながりました。
 - (2) 防災啓発を行うことにより、「自助」の取り組みを行っている県民の割合は、防災に関する県 民意識調査結果によると、平成 18 年度の 39.1%から平成 21 年度の 43.9%に増加しました。

平成22年度(取組予定等)

- (1) 「自助」を担う県民の防災意識を高揚させ、「共助」を担う自主防災組織等の地域防災力の向上を図るため、「みえ風水害対策の日」及び「みえ地震対策の日」にあわせ啓発イベントを実施します。
 - ・平成22年9月 「みえ風水害対策の日」関連事業
 - ・平成22年12月 「みえ地震対策の日」関連事業
- (2) 災害時に県民が的確な判断により行動できるよう、正しい防災知識の普及啓発を図るため、テレビ、ラジオ等で防災啓発番組を放送します。また、平成22年度からは世帯カバー率の高いケーブルテレビ9社でも新たに放送を行い、防災知識の定着を図ります。
 - ・防災啓発番組をテレビ、ラジオ、ケーブルテレビで放送
 - ・防災啓発車による啓発
 - ・印刷物、新聞広告等による啓発
- (3) 熊野から新宮にかけて見出された活断層の可能性を示す地形に関して、その性状を明らかにするための調査を平成21年度に引き続き実施し、調査結果を通じて地域に起こり得る地震に関する県民の関心・理解の向上を図ります。

(重点事業の社会像・番号、名称 くらし1 「いのち」を守るみえの防災対策)

2 多様な主体による自助・共助の取組に対する支援

県のモデル事業により構築された多様な主体によるネットワークが地域特性に応じた活動に取り 組みつつある。未構築地域で既設ネットワークの活動の紹介を行うなどネットワークの構築促進に努 めるとともに、継続した活動に対して引き続き支援されたい。

講じた措置(防災危機管理部 防災危機管理分野)

平成 21 年度

1 実施した取組内容

地域防災ネットワークへの支援については、地域の知の拠点である大学のノウハウを最大限に生かすため、平成21年度から三重大学に事業委託し、県と三重大学が連携して支援を実施しました。

(1) 防災ネットワーク支援事業

各ネットワークにおける地域のニーズ・特性に応じた問題点の検証及び活動支援を5地区で展開しました。(三泗、松阪、伊勢志摩、伊賀、東紀州)

- ・総会等に、学識経験者等をアドバイザーとして派遣しました。
- ・各ネットワークが実施する防災啓発事業について、企画段階から支援を実施しました。
- (2) 防災ネットワーク育成事業

住民を中心とした多様な主体が、市町の枠を超えてネットワークを構築するための仕掛けづくりを支援しました。(平成21年度は主に桑員地区への支援を実施)

- ・桑員地域で共通の課題である避難所運営について、宿泊型の体験訓練を実施し、ネットワーク構築への道筋を作りました。
- ・ネットワーク構築に向けた勉強会・準備会の実施を支援しました。
- ・ネットワークの活動計画・活動内容・設置要綱等の案を作成しました。

2 取組の成果

(1) 防災ネットワーク支援事業

5地区において、防災ネットワークが活発な活動を継続しています。

(2) 防災ネットワーク育成事業

平成22年度初旬に、桑員地区において防災ネットワークが構築する見込みです。

平成 22 年度以降(取組予定等)

引き続き、県と三重大学が連携して支援を実施します。

(1) 防災ネットワーク支援事業

各ネットワークにおける地域のニーズ・特性に応じた問題点の検証及び活動支援を 6 地区で展開します。(桑員、三泗、松阪、伊勢志摩、伊賀、東紀州)

(2) 防災ネットワーク育成事業

住民を中心とした多様な主体が、市町の枠を超えてネットワークを構築するための仕掛けづくりを支援します。(鈴亀、津)

(重点事業の社会像・番号、名称 くらし1 「いのち」を守るみえの防災対策)

3 医療機関、民間住宅の耐震化促進や災害医療体制の構築

医療機関や民間住宅の耐震化が進んでいないので、耐震化の必要性、補助制度の啓発を充実し耐震 化を促進されたい。また、災害時に十分対応できるよう関係機関と連携し、地域の災害医療体制の構 築に務められたい。

講じた措置(健康福祉部 経営企画分野)(県土整備部 住まいまちづくり分野)

平成 21 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 医療施設の耐震化

国の補正予算で措置された「医療施設耐震化臨時特例交付金」を活用し、県内医療施設の耐震化に対する補助を進めることとしました。

- ・県内対象医療機関(20 施設:未耐震の棟を持つ災害拠点病院、二次救急医療機関)に対 する制度の周知
- ・補助制度活用を希望する医療機関(11施設)に対するヒアリングの実施
- ・三重県医療施設耐震化臨時特例基金条例の制定(平成21年10月23日)
- (2) 地域の災害医療体制の構築

県市保健所、部内関係室担当者による「地域の災害医療体制のあり方検討会議」を開催し、 災害時の医療対応マニュアルの検討を行いました。

・3回の会議を開催(平成21年10月~平成22年1月)

三重県災害医療対応マニュアル (素案) を策定し、部内、関係団体へ意見照会を実施しました。(平成22年2月~3月)

(3) 民間住宅の耐震化

木造住宅の耐震化を促進するために、市・町や民間事業者と協働するとともに、庁内関係部局等と連携し、以下の普及啓発を実施しました。

- ・テレビ、ラジオ、新聞等のメディアや県政だより等を活用した情報提供(平成 21 年度実績: 32 回)
- ・防災部局等と連携したイベント時における住宅耐震展示ブースの設置、出前トーク 等の実施(平成21年度実績:13回)
- ・教育部局と連携した小中学生等への防災教育の実施(平成21年度実績:9校)
- ・民間事業者や市町職員等との協働による住宅団地訪問の実施や耐震補強相談会の開催(平成 21 年度実績:30 回)

木造住宅の無料耐震診断や耐震補強工事の補助に加え、平成21年度より、耐震補強設計や簡易な補強工事に対しても補助を行う制度に拡充しました。

2 取組の成果

- (1) 医療施設の耐震化
 - ・県内7施設を耐震化指定医療機関に指定しました。(平成21年12月18日)
- (2) 地域の災害医療体制の構築
 - ・三重県災害医療対応マニュアル (検討会議案) を策定しました。(平成22年1月)
 - ・三重県災害医療対応マニュアル(健康福祉部)を策定しました。(平成22年2月~3月)
- (3) 民間住宅の耐震化

木造住宅耐震関係補助を行い、住宅の耐震化を促進しました。

- ·耐震診断補助戸数:1,940 戸
- ·耐震補強設計補助戸数:215戸
- ・耐震補強工事補助戸数:124戸

上記の補助を行ったことなどにより、平成21年度末時点の安全な住まいの割合(県内の住宅総数に占める耐震性のある住宅数の割合)は、79.3%(推計値)に向上しました。

平成 22 年度以降(取組予定等)

- (1) 医療施設の耐震化
 - ・7 施設について、交付金を交付します。(平成22年4月以降)
 - ・4 施設について、耐震化工事が完了します。(平成23年3月)
- (2) 地域の災害医療体制の構築
 - ・三重県災害医療対応マニュアルの運用を開始します。(平成22年4月)
 - ・地域(保健福祉事務所)ごとに医療関係団体等とのネットワーク構築に向けた取り組みを開始します。(平成22年4月~)
 - ・防災訓練等によるマニュアル、ネットワークの検証を行います。(平成22年10月)
- (3) 民間住宅の耐震化

地震による被害を軽減するため、木造住宅の耐震診断、及び平成21年度に拡充した補強設計や簡易な補強工事も含めた耐震補強の助成に引き続き取り組み、住宅の耐震化を促進します。 また、より一層住宅の耐震化を促進するためには、平成21年度に拡充した制度を確実に周知することが重要であることから、平成22年度は、特に以下の普及啓発を強化します。

- ・これまでの取組の中で効果の大きかった直接住民の方へ住宅の耐震化を促す「住宅団地訪問」 について、市・町独自でも実施するよう促すことで実施回数を増やすとともに、県や市・町、 民間事業者に加え、地元自治会関係者とも協働して、効率的・効果的に普及啓発活動を実施 します。
- ・市・町や民間事業者との協働のもと、耐震診断を受けた方を対象とした個別の補強相談 会の実施回数を増やします。

(重点事業の社会像・番号、名称 くらし3 人命尊重の理念に基づく交通事故のないまちづくり)

1 交通安全活動指導員の育成・支援

高齢者等交通弱者に対する交通安全意識の啓発活動を推進するため、ボランティアである交通安全 活動指導員が継続的で幅広い活動が行えるよう育成・支援されたい。

講じた措置(生活・文化部 勤労・生活分野)

平成 21 年度

- 1 実施した取組内容
 - ・交通安全活動指導員育成研修を受講した指導員の地域での活動を支援するため、交通事故の情勢、道路交通法の改正、指導員活動の実績等の情報提供資料を年2回定期的に送付しています。
 - ・各県民センターでは、老人クラブの会合等における交通安全教室開催時の講師派遣依頼に対し、 県民センターから交通安全研修センター、交通安全協会等へ依頼したり、指導員が老人クラブ内 で啓発する際に必要なチラシ、反射材等の物品を事前に指導員に渡すなどしています。
 - ・県民センター単位で交通安全活動指導員会議等の場を設定し、指導員の活動に対する意見等の集 約を行いました。
 - ・指導員の交通安全活動の参考としてもらうため、交通安全教育指導員活動発表会を開催しました。 実施日 平成22年1月29日 場所 津市中央公民館

2 取組の成果

交通安全活動指導員には、育成研修時に当事業の趣旨を十分に理解してもらい、指導員各々が交通 事故を自らの問題として捉え、交通事故防止に向けて意識を高めることにより、地域の老人クラブで 協力しながら主体的に交通安全に取り組む体制づくりと継続した活動につながりました。

- ・平成 23 年 3 月までの事業期間中は、交通安全活動指導員への情報提供や啓発物品の配付などを継続して行っていきます。
- ・平成23年4月以降の事業終了後は、「県と市町の新しい関係づくり協議会」がまとめた役割分担により、各市町が住民に対して行う交通安全啓発の中で啓発活動を実施していただけるように働きかけていきます。

(重点事業の社会像・番号、名称 くらし4 安全・安心まちづくりのための重点基盤整備)

1 凶悪犯罪等の検挙率向上及び地域における犯罪抑止

県民に不安を与える凶悪犯罪等の徹底検挙に取り組んだ結果、凶悪犯の検挙率が向上している。引き続き、凶悪犯罪等の徹底検挙や、関係機関との連携を密にして地域における犯罪抑止力の向上に取り組み、「安全・安心」を実感できる地域社会の実現に向けた取組を推進されたい。

講じた措置 (警察本部)

平成 21 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 犯罪抑止の最前線拠点・捜査支援システムの整備、交番機能の強化など、治安基盤の整備を図るとともに、これら基盤を活用した情報の分析、パトロール活動の強化など、犯罪の抑止、検挙の向上への取組みを推進しました。
 - ・犯罪抑止の最前線拠点整備(交番1か所、駐在所3か所)
 - ・捜査支援システムの整備(2地点)
 - ・すべての交番に交番相談員の配置(58人)
- (2) 地域住民や自主防犯団体等にタイムリーな犯罪分析情報を提供するとともに、協働パトロールを 実施するなど、地域における犯罪抑止対策を推進しました。
 - ・犯罪情報の発信整備(4地区)
- (3) 「三重県警察犯罪被害情報総合管理システム」を活用して支援対象事件を早期に把握し、関係機関・団体等と連携したきめ細かな支援活動を展開しました。
- 2 取組の成果
- (1) 平成 21 年中の凶悪犯の認知件数は 89 件(前年比+4 件)、検挙率 70.8%(前年比-17.4 ポイント)で、経済情勢が悪化する中において、コンビニ等を対象とした強盗事件が 55 件(前年比+16件)と、大幅に増加したことなどから目標値 79.0%を達成できませんでした。

(平成 20 年中の凶悪犯の検挙率は 88.2%で、前年に比べ 6.3 ポイント向上し、目標値 78.0%を 10.2 ポイント上回りました。)

- (2) 地域住民や自主防犯団体等への支援を実施した結果、自主防犯団体は3月末現在530団体で、前年同期に比べ38団体増加しています。
- (3) 被害者支援研修に参加し、その後、支援活動に従事した地域住民の方は3月末現在180人になっています。

平成 22 年度以降(取組予定等)

引き続き、

- (1) 捜査支援システム等の治安基盤の整備に取り組むとともに、これら基盤を活用した犯罪の抑止、 検挙の向上を図ります。
- (2) 地域住民や自主防犯団体等への犯罪分析情報の提供、協働パトロールの実施など、地域における犯罪抑止対策を推進します。
- (3) きめ細かな犯罪被害者支援活動を実施し、犯罪被害者の方の精神的・経済的負担を軽減します。

(重点事業の社会像・番号、名称 くらし5 安心して子どもを生み育てられる子育て環境の整備)

1 効果的な事業の構築・展開

3人目みえ応援プログラム事業等の子育て環境の整備については、現在検討が進められている子ども手当の創設等、国の動向も見すえながら、現在実施している事業の成果の検証を十分行い、利用者ニーズに合致した効果的な取組を進められたい。

講じた措置(健康福祉部 こども分野)

平成 21 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 3人目みえ応援プログラム事業については市町の意見交換を踏まえ、地域の実情に応じた目標数値を設定し、事業に取り組む市町の支援を行いました。
- (2) 3人目みえ応援プログラム事業において目指した特別保育の利用促進については、利用者ニーズの把握が重要と考え、今後の保育政策の方向性について勉強会を実施するとともに、今後の保育のあり方について市町と検討を行いました。
 - ・保育制度改革および家庭的保育に関する勉強会(平成21年6月、11月)
 - ・保育事業の検証、今後の取組について検討(平成22年1月、3月)
- (3) また、第二期次世代育成支援計画の策定作業の中で、計画に盛り込む保育サービスの取組状況の検証や今後の取組方針について意見交換を行うため、全市町に対してヒアリングを実施するとともに、今後の取組について市町とともに検討を行いました。
 - ・平成21年7月~8月 全市町から個別ヒアリングの実施
 - ・平成21年6月、11月 保育制度のあり方等の勉強会の実施
 - ・平成22年1月、3月 これまでの保育の取組の検証および今後の取組についての検討

2 取組の成果

- (1) 3人目みえ応援プログラム事業は、昨今の経済状況の悪化等により延長保育の利用が減少しており、本事業の利用者も減少している状況ですが4市で実施しました。
- (2) 市町の保育の取組について支援を進めていくため、市町の意見も踏まえ、第二期三重県次世代育成支援行動計画において、認定子ども園を目標数値に設定し、また、病時・病後時保育の広域的な取組を推進するなど、地域の実情に応じた取組の方向性を盛り込みました。

平成 22 年度以降(取組予定等)

今後も引き続き、それぞれの事業の検証を行うとともに、市町との意見交換を重ね、地域のニーズを反映した事業の推進に努めていきます。

・平成22年5月~平成23年3月 検討会年4回開催

(重点事業の社会像・番号、名称 くらし5 安心して子どもを生み育てられる子育て環境の整備)

2 放課後児童クラブや特別保育の実施促進

放課後児童クラブや特別保育の実施について、市町がニーズ調査等を行い定めた目標値をもとに、 県が平成17年3月に策定した「三重県次世代育成支援行動計画」(計画期間17年度~21年度)の中 で県全体の目標値を設定し、毎年進捗状況を確認している。

しかし、目標値を達成しておらず、また、全国的にみて低位であるものがあった。 今後、地域の実情をふまえて、市町と連携し一層事業の促進を図られたい。

講じた措置(健康福祉部 こども分野)

平成 21 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 放課後児童クラブは、放課後子ども教室推進事業と共に放課後子どもプランの中で総合的な放課後児童対策として取り組みました。

学識経験者などによる三重県放課後子どもプラン支援会議を設置し、現場の実状やニーズの把握に努めるとともに研修会の開催などで市町や関係者を支援しました。

さらに、事業実施に際して市町担当者に対する説明会を開催すると共に、各市町を訪問しヒア リングを行い地域の実状やニーズなどを踏まえて取組方法について検討を行いました。

- ・平成21年7月6日、10月5日、平成22年1月25日、3月1日 三重県放課後子どもプラン 支援会議
- ・平成21年4月21日 市町担当者会議
- ・平成21年5月~7月 全市町を訪問し、ヒアリング及び意見交換を実施
- (2) 特別保育の促進をはかるため、各市町の保育の取組状況の把握や検証を行うためのヒアリングを 実施するとともに、今後の取組について市町とともに検討を行いました。
 - ・平成21年7月~8月 全市町から個別ヒアリングの実施
 - ・平成21年6月、11月 保育制度のあり方等の勉強会の実施
 - ・平成22年1月、3月 これまでの保育の取組の検証および今後の取組についての検討

2 取組の成果

- (1) 放課後児童クラブは、平成21年度当初に15の放課後児童クラブが新たに開設されました。また、平成21年度中に2クラブが開設され、平成22年度当初には新たに10クラブが開設される予定です。
- (2) 特別保育の取組は、一時預かり事業が、国の制度見直しにより、従来に比べ手厚い人員配置が必要となるなど補助基準が見直され、実施箇所数が減少(84 か所→54 か所)するなど、目標達成は困難となっています。

また、今後の市町の取組を促進するため、第二期三重県次世代育成支援行動計画において、認定子ども園を目標数値に設定し、病時・病後時保育の広域的な取組を推進するなどの取組の方向性を盛り込み、市町の保育の取組について支援を進めていくこととしています。

- (1) 放課後児童対策事業が実施されていない小学校区の解消に向け市町を支援し、人・社会資源など 地域の実情やニーズに応じて柔軟に取り組むことができるよう、総合的な放課後子どもプランの推 進に取り組みます。
- (2) 特別保育の促進をはかるため、今後の保育のあり方や保育ニーズの掘り起こしについて市町と意見交換等を実施していきます。
 - ・平成22年5月~平成23年3月 年4回開催

(重点事業の社会像・番号、名称 くらし6 児童虐待への緊急的な対応)

1 児童虐待の早期発見と的確な対応

平成 20 年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は前年度と比較し減少しているが、全国の総件数は未だ増加傾向にある。児童虐待の早期発見と的確な対応にあたっては、一次的な窓口である市町への十分な支援と連携により地域相談体制の強化を図るとともに、医師会や民生委員児童委員協議会等の関係機関と一層連携を強化し取り組まれたい。

講じた措置(健康福祉部 こども分野)

平成 21 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 市町児童相談連絡会議を開催し、市町の児童相談担当者と三重県児童相談センター及び関係児童相談所で課題についての検討や情報・意見交換会を実施しました。
 - ・平成21年5月19日から6月2日 児童相談所単位(5か所)で開催
- (2) 県内の全市町に設置されている要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議、個別ケース会議の関係児童相談所が積極的に関与し運営を支援しました。
 - ・平成 20 年度=実務者会議 77 回、ケース会議 521 回 → 平成 21 年度=実務者会議 103 回、ケース会議 739 回
- (3) 市町の児童相談の充実に向け、人材育成を支援するための各種研修会を実施しました。
 - ・市町児童相談担当職員研修等の実施(平成21年7月~12月 計6回)
 - ・児童福祉司資格認定指定講習会(平成21年10月~12月 5日間)
- (4) 県民生委員児童委員協議会(県民児協)主催の研修会への講師派遣のほか、地域からの要請で人権・虐待防止のための研修会の講師派遣として地区民生委員児童委員協議会研修(3回)、学校関係研修(3回)、地域住民組織研修(1回)、施設職員研修(2回)警察関係研修(2回)家裁研修(1回)県庁舎職員研修(1回)などへの支援をしました。また、県及び市町の保健師を対象にした研修会も開催しました。
- (5) 児童虐待対応協力基幹病院連絡会議を開催し、県内の8か所の病院担当者と虐待児童の対応や受入れ上の課題等について意見交換を行いました。(平成22年2月19日 場所 県津庁舎)
- 2 取組の成果
- (1) 市町の要保護児童対策地域協議会の運営状況や相談援助体制、課題について、意見交換を行い、 その後、市町の現状等をまとめ県内市町に情報提供したことにより、市町の現状についての共有化 が図れたことと、課題についての認識が促進されました。また、その後、助言等を必要とした市町 に対してフォローアップのために助言・意見交換を実施し、虐待防止の取組み強化を支援しました。
 - ・平成 21 年 9 月~平成 22 年 1 月 助言等を必要とする市町との意見交換を 12 市町で実施
- (2) 民生委員児童委員等関係機関との連携については、県民児協主催の児童委員研修会で児童の人権と虐待対応について啓発を図りました。また地区民生委員研修等の講師派遣を行い虐待防止のための啓発を図りました。

- (1) 平成21年度に引き続き、市町の要保護児童対策地域協議会の運営に対する支援の強化などを図るとともに、各市町の効果的な取組などの情報提供を行っていきます。
- (2) 各種研修会等の人材育成については、研修時に実施している受講者アンケートの結果等も踏まえて実施し、地域相談体制の強化に努めます。
- (3) 医師会や民生委員児童委員協議会等の関係機関との更なる連携強化をはかるため、事例やデータを有効に活用し情報提供を行います。

(重点事業の社会像・番号、名称 くらし7 地域医療体制整備の促進)

1 医師・看護職員の確保

医師や看護職員の確保については、地域医療体制整備の基本となることから、他県の先進的な取組 状況や医学生等のニーズを十分把握し、修学資金貸付、病院内保育所の設置、平成21年度に立ち上 げた医師の育成と地域への定着に向けたプロジェクトの推進等、関係機関と連携を密に多面的かつ中 長期的に取り組まれたい。

講じた措置(健康福祉部 保健・医療分野)

平成 21 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 医師修学資金貸与制度の活用等により、医師の確保対策を進めました。
- (2) 平成21年4月から、三重大学、市町および医療機関と協働して、地域医療に従事する医師の養成と地域への定着を促進する新たなしくみ(ポジティブ・スパイラル・プロジェクト)を立ち上げ、三重大学医学部における医学教育体制の充実・強化への支援や、紀南病院に設置した「三重県地域医療研修センター」を通じた医学生・研修医に対する実践的な地域医療研修の提供などの取組を進めました。
- (3) 看護職員修学資金貸付制度の活用等により、看護職員の確保対策を進めました。
- (4) 新卒・中堅看護職員の定着促進、病院内保育所の設置・運営支援、離職者に対する再就業の支援 等を行うとともに、深刻な助産師不足の解消に向けて、平成22年4月に開講予定の助産師養成校 の初度設備整備等に対する補助を行うなどの支援を行いました。
- (5) 医師・看護師不足への対応など、地域医療の課題解決をはかるため、平成22年1月に「三重県地域医療再生計画」を策定しました。計画の作成にあたっては、県内各地域の医療課題を踏まえ、医療審議会地域医療対策部会に諮り、中勢伊賀保健医療圏及び南勢志摩保健医療圏を対象地域に選定するとともに、喫緊の課題である医師の確保対策については、地域別、医療機関別の不足の状況を分析し、研修医の確保、勤務医の負担軽減など、医療現場のニーズを踏まえた新たな取組を進めていくこととしています。

2 取組の成果

- (1) 医師修学資金貸与制度では、新たに78名の医学生に対して修学資金を貸与しました。
- (2) 三重県地域医療研修センターにおいて、県内外から 21 名の医学生・研修医を受け入れ、地域医療研修を実施しました。
- (3) 医師不足地域の医療機関に対する診療支援 (バディ・ホスピタル・システム) により、平成 21 年 10 月から、山田赤十字病院から尾鷲総合病院への常勤医師 1 名の派遣を行いました。
- (4) 看護系大学に在学する学生を対象とした修学資金貸付制度では、新たに14名に対して修学資金を貸付けました。

- (1) 三重県地域医療再生計画に基づき、臨床研修病院の魅力向上のための支援や、地域医療に従事する医師への支援など新たな取組を進めることにより、医師の確保をはかります。
- (2) 助産師をめざす学生への修学資金貸付制度の創設、新人看護職員に対する研修体制の構築など、 看護職員の確保と離職防止に向けた新たな取組を進めるとともに、潜在看護職員の復帰支援や、院 内保育所の整備・運営支援などに取り組みます。

(重点事業の社会像・番号、名称 くらし7 地域医療体制整備の促進)

2 医療機関の機能分化と救急医療情報の提供

医療機関の機能分化については、地域における検討会の開催が 2 地区にとどまっているので、各地域の保健所を中心に関係機関に働きかけを行い、取組地区の増加を図られたい。

また、医療機関の機能分化の必要性や救急時の受入可能医療機関に係る情報収集の方法等について、インターネットや広報等を通じ、県民に一層周知されたい。

講じた措置(健康福祉部 保健・医療分野)

平成 21 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 医療機関の機能分化の推進については、新たに伊賀地域における救急医療体制の再整備に向けた検討会の開催を支援しました。
- (2) 医療法の改正を踏まえ、「医療ネットみえ」による医療情報提供の充実をはかるとともに、救急の日のイベント等の機会を活用して「医療ネットみえ」の県民への普及に努めました。

また、財団法人地域社会振興財団と連携して、地域医療を考える県民フォーラムを開催するとともに、紀南地域におけるタウンミーティングの開催や、伊賀地域の地域医療シンポジウムの開催を支援しました。

さらに、各地域における医療機関と住民との対話を推進する取組を支援するなど、県民が地域医療体制について理解を深めるための啓発の取組を進めました。

2 取組の成果

(1) 伊賀地域における検討会の開催により、医療機能分化推進の取組は3地域となっています。伊賀地域の検討会は、平成21年8月設置され、平成22年3月までに4回にわたり検討を重ねています。また、紀南地域における生活習慣病対策にかかる医療・保健・福祉連携の取組では、紀南地域生活習慣病対策連絡会議を3回開催したほか、地域連携クリティカルパスを活用した医療福祉連携にかかる先進事例の勉強会を2回開催しています。

脳卒中対策にかかる地域連携の取組では、平成22年3月に脳卒中医療福祉連携懇話会を開催するとともに、懇話会に参画する脳卒中治療の急性期および回復期を担う医療機関を中心に、県内各地域で脳卒中医療連携にかかる研究会が開催されています。

(2) 「医療ネットみえ」の県民向けホームページのアクセス件数は、平成22年3月末現在で280,271件となっており、昨年同時期の240,596件から39,675件増加して、県民への普及が広まっています。

住民に対する啓発の取組については、鈴鹿市において地区医師会や医療機関が中心となった独自の啓発事業が開催されるなど、各地域での自主的な取組への広がりを見せています。

- (1) 医療機能分化推進の取組については、引き続き3地域の検討会開催を支援するとともに、各保健福祉事務所と連携して、新たな検討会の立ち上げを支援し、重点事業の目標である県内4地域以上の開催を目指します。
- (2) 「医療ネットみえ」の一層の普及に取り組むとともに、平成23年度に予定されている救急医療情報システムの更新に向けて、県民に対する医療情報提供をさらに充実していくための検討を進めます。
- (3) 県民が地域医療に対する理解を深めるための啓発の取組を引き続き実施するとともに、各地域の自主的な啓発の取組や、医療機関と住民との対話推進の取組を支援します。

(重点事業の社会像・番号、名称 くらし7 地域医療体制整備の促進)

3 がん対策の推進

がん対策について、県は、がん検診の重要性に関する普及啓発や地域がん登録等の事業を市町や医療機関等の関係機関と連携・協働し、主体的に推進されたい。

講じた措置(健康福祉部 保健・医療分野)

平成 21 年度

1 実施した取組内容

特定健診・特定保健指導の導入等により、がん検診受診率の低下が課題となる中、平成21年度より、厚生労働省は集中キャンペーンに併せて、国、自治体、企業、関係団体が相互に連携・協力して一体となった受診勧奨を展開することとしました。これを受けて、県においても普及啓発を強化するためにキャンペーン等を実施しました。

- (1) 「がん検診受診率 50%達成に向けた集中キャンペーン (10月)」の期間中に各種普及啓発を実施しました。
 - ・職員によるピンクリボンの貼付
 - ・街頭キャンペーンの実施 平成21年10月17日(土) 県内大手ショッピングセンター
 - ・啓発ポスター、啓発ティッシュの作成、配布

各市町と共催で健康フェスティバルなどにおいて、がん相談、マンモグラフィ無料体験の実施や、 がん啓発資料の配布を行いました。(延べ5日間)

- (2) 東海北陸消化器がん検診の会のシンポジウムの中で、三重県のがん検診受診率と精度管理の向上を中心にがん対策の取組等について検討しました。
 - ・平成21年11月7日(土)保健医療関係者等約100名が参加
- (3) がん診療連携拠点病院を中心に県内医療機関等と、地域がん登録の実施に向けたワーキンググループを設置し、体制の構築にむけた検討を行いました。
- 2 取組の成果

各種イベントにおける普及啓発などを通して、参加者から「今後も健康を自覚しないといけないと 思った」といった数多くの意見があり、がん検診の大切さを自覚し積極的に健康づくりに取り組む姿 勢がうかがえるなど、がん検診の重要性に関する県民の意識向上を図ることができた。

- (1) 引続き、「がん検診受診率 50%に向けたキャンペーン」や各種イベントなどの機会を通じて、関係機関と連携・協力しながら、更なるがん検診受診率向上に向けた普及啓発を行います。
- (2) 地域がん登録については、具体的な実施方法などについて検討を進めていきます。

(重点事業の社会像・番号、名称 くらし10 不法投棄等の是正・防止対策の推進)

1 不法投棄事案等の是正と未然防止

住民の安全・安心の確保のため、産業廃棄物不適正処理事案についてその是正に取り組むとともに、 関係機関と連携し、より一層、監視・指導の強化を図り、新たな不法投棄の未然防止に取り組まれた い。

講じた措置(環境森林部 循環型社会構築分野)

平成 21 年度

- 1 実施した取組内容
 - ・大矢知・平津事案、内山事案、稲生事案や平成13年度から行政代執行を進めている五反田事案等について、原因者に対する措置命令の履行指導や行政代執行による環境修復等を適切に進めました。
 - ・市町との協定に基づいて市町職員を立入検査員に任命することや、森林組合と締結している情報提供協定(H16.6.7 締結)により、より連携して、不法投棄の未然防止及び早期発見に努めました。
 - ・過去の監視記録をデータベース化した監視・指導支援システムを活用して効果的な監視・指導を行 うとともに、蓄積された情報を市町へ提供することで、より連携を密にし、監視・指導を行いまし た。
 - ・移動が可能で、24 時間監視が可能な監視カメラによる重点監視を行うとともに、監視カメラを 1 台追加し、地域機関とも連携をとって監視にあたりました。(13 回設置)
 - ・近県と連携して産業廃棄物輸送にかかる路上監視を5回行いました。
 - 防災航空グループ及び県警と連携して空中から監視を行うスカイパトロールを4回実施しました。
 - ・新たに2つの民間事業者と情報提供協定を締結し、監視の目を増やすとともに、不法投棄の抑止効果を拡大しました。
 - ・緊急雇用対策事業を活用し、民間警備会社に休日及び早朝の監視パトロールを委託しました。

2 取組の成果

- ・特に、大矢知・平津事案については、地元・学識者・行政の三者による協議(三者協議)を開催し、 当該事案に対する地域住民の不安の払拭と県政への信頼回復を進めることができました。 また、2月23日に開催された「大矢知地区・八郷地区合同会議及び合同視察」に知事が出席し、 地元住民の事案解決に向けた決議文を受領し、これに答える形で、県が責任を持って対処する旨の 挨拶をしました。その後、地域住民の案内で現地を視察するなど、当該事案の解決に向けた話し合いに弾みがつく結果となりました。
- ・稲生事案については、空気の遮断により燻焼状態を是正する覆土工事を完了しました。
- ・監視・指導室 20 名の監視体制で 3,656 件の監視・指導を行いました。 うち、1,116 件の口頭指導 と 46 件の文書指導を行いました。
- ・平成21年度に新たに確認された不法投棄件数は23件となりました。

- ・今後とも、原因者等に支障等の除去措置を講じるよう厳しく指導するとともに、措置命令を履行できない場合には、事案の状況に応じて行政代執行による支障等の除去措置を進めていきます。
- ・また、稲生事案については、覆土による空気遮断機能確保のために必要な維持管理の措置を、燻焼 状態が解消されるまで実施します。
- ・監視・指導支援システムの活用や、監視カメラ等の機器による監視手法を効果的に併用しながら、 重点的な監視を実施します。
- ・民間の事業者との協定等の締結を進め、廃棄物の不法投棄に関する情報を早期に把握できるシステムの充実を図ります。
- ・通常の監視・指導に加え、早朝夜間や休日等、監視・指導体制を工夫し、不適正処理の早期発見、 早期是正を進めます。

(重点事業の社会像・番号、名称 絆3 みんなで進める三重の景観づくり)

1 計画的な事業の進捗

県管理道路の景観整備については、計画見直しにより構成事業の目標達成率が低いものがあるので、今後、事業の進捗について配慮し、計画的な整備を行われたい。

講じた措置(県土整備部 すまいまちづくり分野・公共事業総合政策分野)

平成 21 年度

1 実施した取組内容

【無電柱化推進事業】

本事業は、伊勢市駅前の県道鳥羽松阪線において、良好な道路景観の形成や防災性の向上等をはかることを目的に実施しています。

目標の達成率が低くなっていますが、事業を着実に進めており、電線共同溝本体工事の着手に必要なガス管、下水道管の地下埋設物の移設を完了し、電線共同溝整備全体計画約1.2kmのうち、約0.5kmについて、本体工事に着手しました。 (都市政策室)

【アクセス道路景観整備事業】

本事業は、伊勢自動車道伊勢西インターチェンジから伊勢神宮(内宮・外宮)にアクセスする県 道伊勢磯部線において、歩道舗装や防護柵等を景観に配慮したものに更新し、修景化を図るもので す。

目標達成率が低くなっていますが、これは、本事業(歩道舗装、防護柵、道路照明灯の修景化、及び防草対策による景観への配慮)の施工順序を地元との調整により見直した結果、目標達成率の指標としている歩道舗装が最終年度の施工となったためです。そこで、今回、改めて本事業の事業進捗を確認しました。 (維持管理室)

2 取組の成果

【無電柱化推進事業】

平成21年度は、事業進捗をはかるため、電線共同溝整備延長の目標値0.4kmに対して、約0.5kmについて本体工事に着手し、そのうち約0.1kmの本体工事を完了しました。 (都市政策室)

【アクセス道路景観整備事業】

本事業は、平成22年度までに完了することを目標に進めています。

防護柵、照明灯の更新は完了しており、既に歩道舗装に着手している状況にあります。 さらに平成22年度は防草対策とともに残りの歩道舗装を施工し、事業を完了できる見込みです。 (維持管理室)

平成 22 年度以降(取組予定等)

【無電柱化推進事業】

神宮式年遷宮までの完成を目標に、引き続き、電線共同溝本体工事の計画的な進捗を図ります。 【アクセス道路景観整備事業】

歩道舗装を完成させ、事業を完了する予定です。

(重点事業の社会像・番号、名称 絆4 交流・連携を広げる幹線道路網の整備)

1 道路整備事業の進捗等

御遷宮に向け道路ネットワークの整備によって産業活動や地域資源を生かした文化・観光面での 交流・連携を広げ、さらに安全・安心を確保するため、目標が未達成である箇所の事業を推進及び 促進して早期供用を図られたい。

講じた措置(県土整備部 道路政策分野)

平成 21 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 幹線道路ネットワークの形成に向け整備を促進していますが、高速道路及び直轄国道において 目標が未達成となった箇所は、北勢バイパスの事業中区間のうち、一部で用地取得が難航し供用 が遅れている、みえ朝日インターから県道上海老茂福線(四日市東インターへのアクセス道路) との交差部までの区間で、延長は約2.6kmで、以下のとおり取り組みました。
 - ・未達成となっている区間について、早期供用に向け関係機関と連携を図り事業を促進しました。
 - ・難航している県道上海老茂福線交差点部北側の用地取得については、関係機関と調整し任意で交渉を行うとともに、土地収用に向けた手続きを進めました。 (高速道・道路企画室)
- (2) 紀勢自動車道や国道 42 号熊野尾鷲道路等の幹線道路の整備にあわせ、各インターチェンジ へのアクセス道路の整備を進めていますが、県道三木里インター線において、地元との協議に時間を要し、目標の 2.0km のうち 0.4km の供用を図ることができませんでしたが、以下のとおり取り組みました。
 - ・地元、市、県の三者による協議会の実施や学識経験者で組織する検討委員会等を開催し、問題解決に向けた協議・調整を進めました。 (道路整備室)
- (3) 幹線道路ネットワークの形成に向け基幹農道を整備していますが、広域農道中南勢地区において用地買収等が難航し、平成20年度末で目標に対して0.2kmが未達成となりました。このため以下のとおり取り組みました。
 - ・早期供用に向け、地元、市町、関係機関と連携を図り、事業を促進しました。(農山漁村室)

2 取組の成果

- (1)・平成 20 年度末の供用未達成の区間のうち、未取得地周辺を除くみえ朝日インターから 1.6km を供用しました。あわせて、平成 22 年度末を目標としていた県道上海老茂福線南側から市道 垂坂 1 号線までの 0.9km の区間について供用しました。
 - ・当該難航案件について、土地収用法による収用裁決を得ました。 (高速道・道路企画室)
- (2)・地元、市、県の三者による協議会において協議を重ねた結果、工事再開の合意を得ることができました。
 - ・これを受け、平成 22 年 1 月、土壌の措置を進めるための事前調査として、現地において不溶化材の適用可能性調査を実施し安全性を確認し、2 月上旬から土壌の措置工事に着手し 3 月上旬に完了しました。また、措置工事の環境への影響を把握するため調査を行い、全ての箇所で基準値を満たしていることを確認しました。 (道路整備室)
- (3) 地元、市町、関係機関と協議を重ねた結果、多くの地権者の了解を得ました。(農山漁村室)

平成 22 年度以降 (取組予定等)

御遷宮に向けた道路ネットワーク整備を推進するため、引き続き、早期供用に向け事業推進を図ります。

- ・平成 21 年度未達成となった北勢バイパスの残る 1.0 k mの区間については、遅くとも平成 22 年秋に供用できる見通しです。 (高速道・道路企画室)
- ・三木里インター線については、土壌措置工事が完了したことから、平成22年6月頃から道路 工事を再開して橋梁や盛土などの整備を実施し、全線供用は平成24年夏ごろになる見込みで す。 (道路整備室)
- ・今後も、地元、市町、関係機関と連携を図り、事業を促進に努めます。 (農山漁村室)